



# 図書館向けデジタル化資料 送信サービスについて ～申請方法と資料利用の流れ～

平成25年9月  
国立国会図書館

# ご説明の内容

1. 申請のお願い
2. ご提出いただく書類
3. 承認申請手順
4. デジタル化資料利用の流れ

# 1. 申請のお願い

国立国会図書館のデジタル化資料の送信を希望する図書館は、図書館送信の承認申請をお願いいたします。

図書館送信は、図書館間貸出しと別のサービスです。既に図書館間貸出制度に加入している機関につきましても、新たな手続きが必要です。

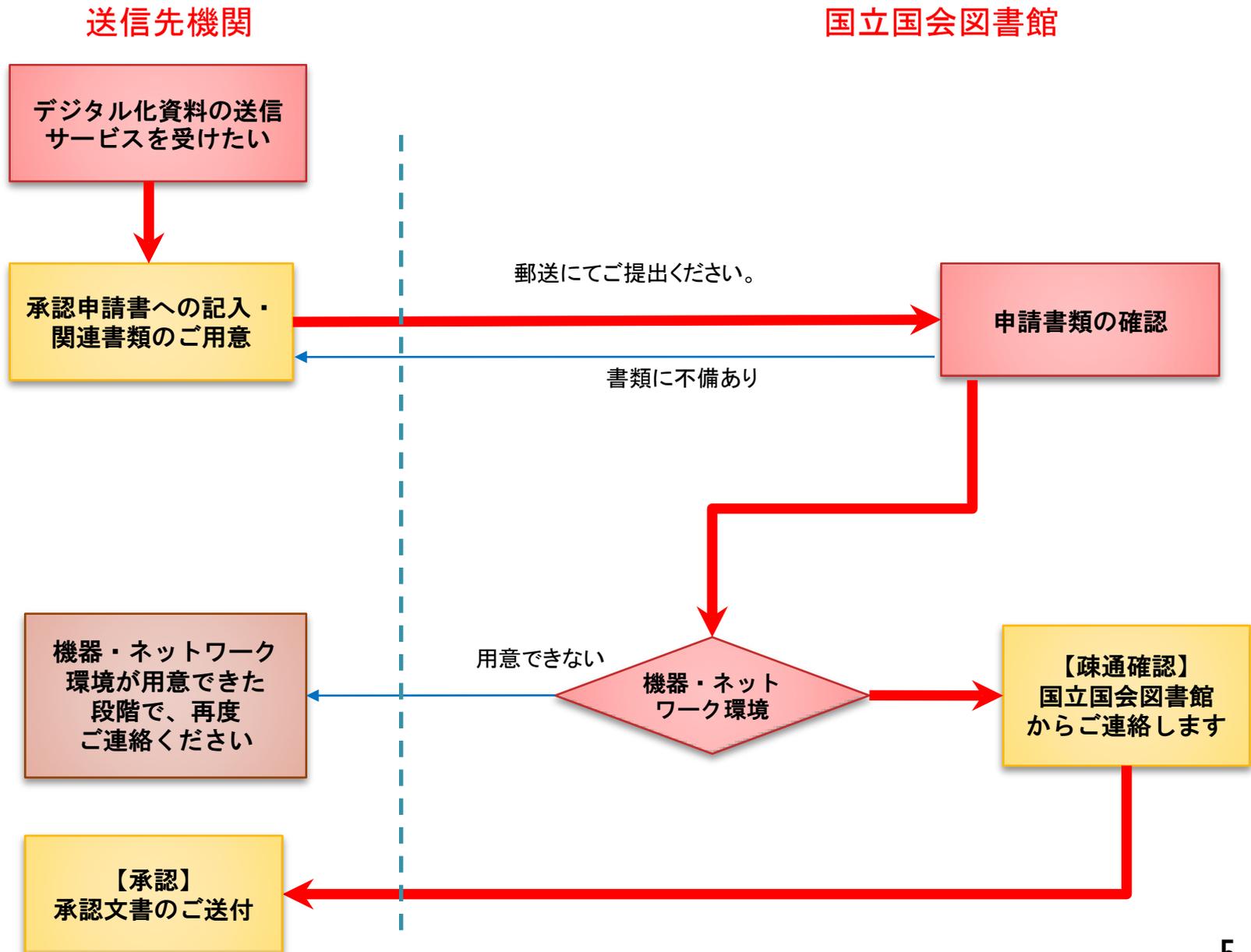
図書館送信の承認申請には、デジタル化資料の①閲覧のみ可能、②閲覧と複写の両方可能、の2種類があります。現行の図書館間貸出しに準じた制度といたします。

※平成25年10月1日から承認申請の受付を始めます。

## 2. ご提出いただく書類

- ①承認申請書
- ②図書館の設置根拠を明記した資料  
(設置条例・学則・規則等の全文)
- ③送信資料の利用環境(閲覧室及び閲覧席の状況がわかる)写真・図面
- ④図書館の活動状況がわかる資料  
(利用規則・運営規則など)
- ⑤デジタル化資料を利用する環境(機器、ネットワークなど)についての資料  
(チェックシート)

### 3. 承認申請の手順(フロー図)



# 承認内容に変更が生じた場合

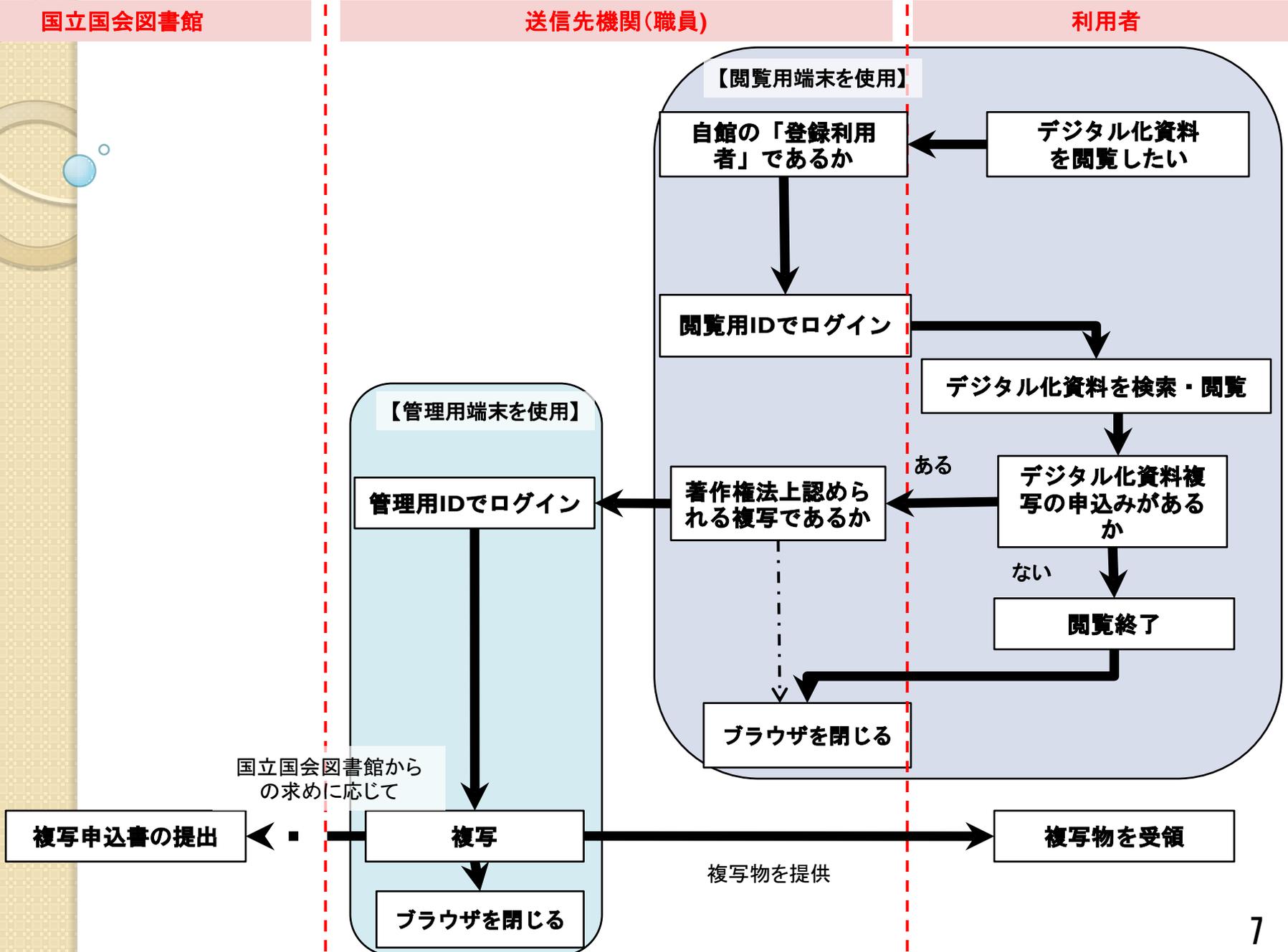
承認内容に変更がございましたら、速やかに国立国会図書館までご連絡願います。

例)

- ・ 施設の移転、改築
- ・ 図書館の名称変更
- ・ 閲覧用端末や管理用端末の入れ替え、閲覧室の様態替えや端末設置位置の移動、ネットワーク環境（IPアドレス等）の変更
- ・ 運営主体の変更（指定管理者の交替など）

また、年1回（12月の予定）、承認申請書に記載した事項の確認期間を設けます。  
ご連絡がない場合は、送信を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

#### 4. デジタル化資料利用の流れ 送信先機関(閲覧・複写可)におけるデジタル化資料利用の流れ

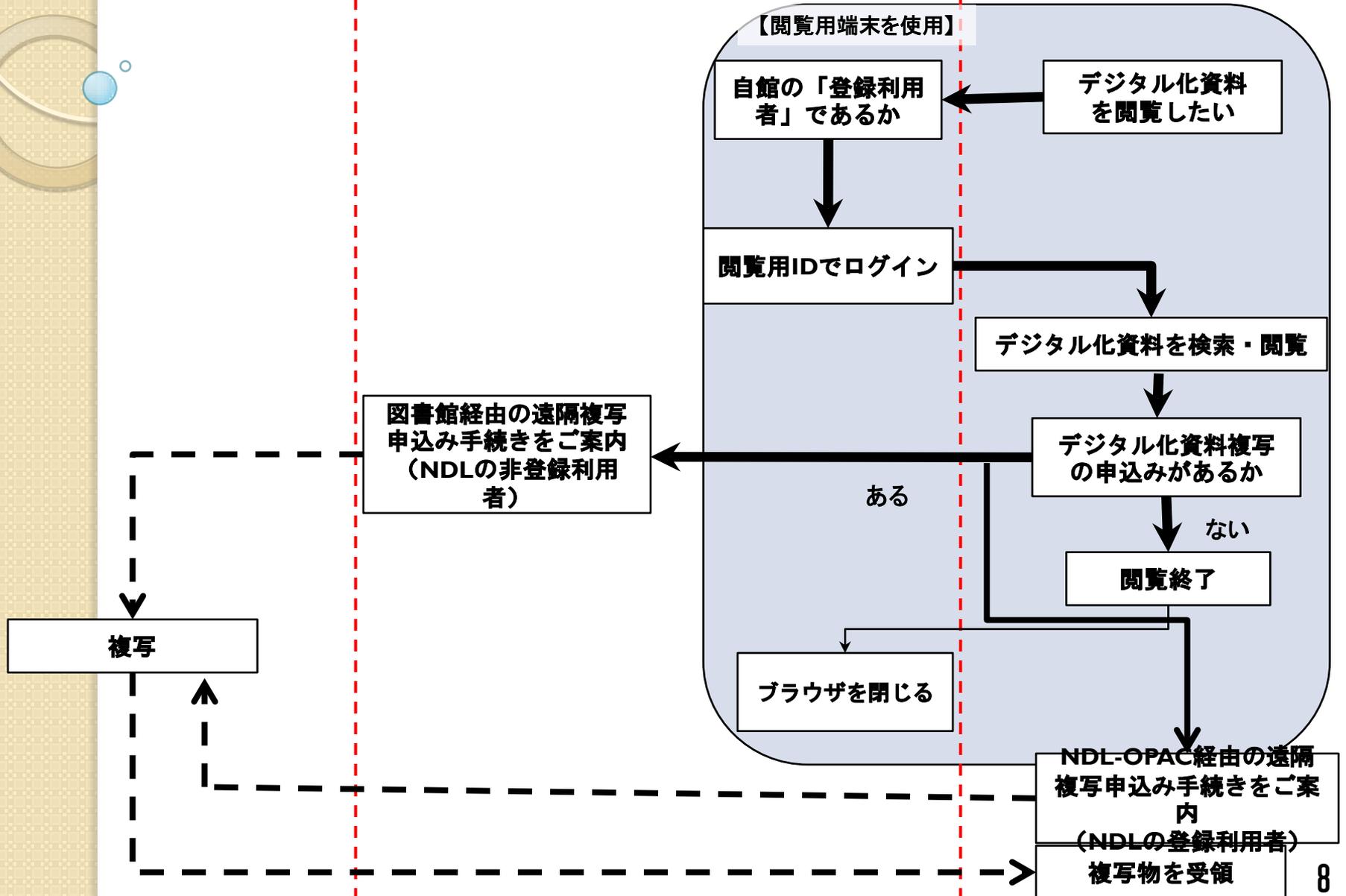


# 送信先機関(閲覧のみ可)におけるデジタル化資料利用の流れ(閲覧～遠隔複写)

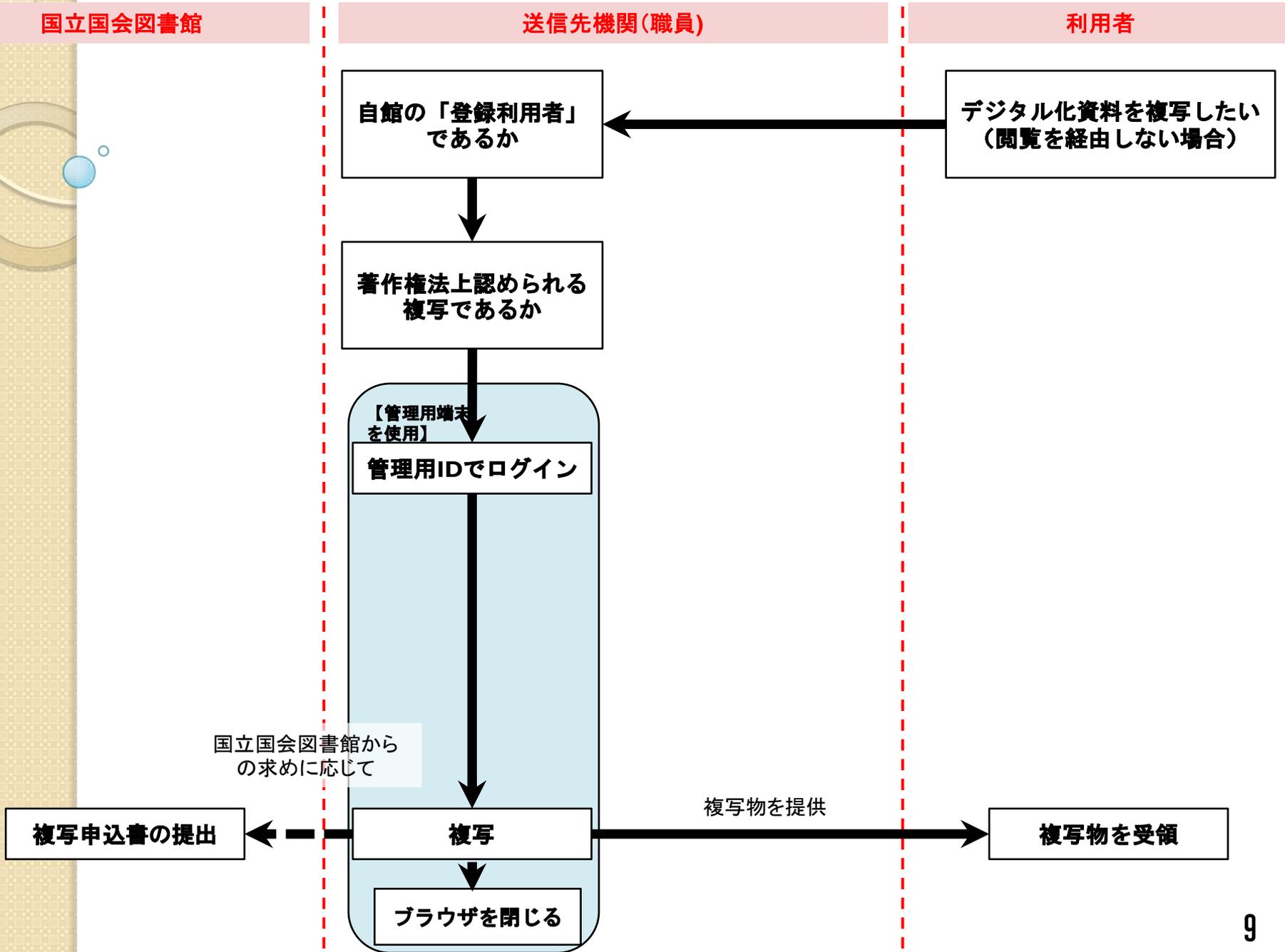
国立国会図書館

送信先機関(職員)

利用者



# 送信先機関におけるデジタル化資料利用の流れ(複写のみ希望)



# 送信先機関における 「登録利用者」について

- ・ 送信先機関における利用資格は、「登録利用者」に限られます。
- ・ 「登録利用者」とは、例えば、国立国会図書館との図書館間貸出しが利用可能な利用者などが当たります。
- ・ 閲覧・複写の申込みの都度、登録利用者であることの確認をお願いいたします。

# 閲覧にあたり注意いただきたいこと

閲覧中、利用者が次の行為をしない（できない）よう、監視・注意喚起等の対策をとっていただきますよう、お願いいたします。

★閲覧用端末を持ち出すこと、使用不能にすること。

★閲覧用端末に利用者が持ちこんだ機器（ノートPC、USBフラッシュメモリ等の外部記憶装置）を接続すること。

★閲覧用端末の画面をカメラ等で撮影すること。

★画面キャプチャ、資料の電子ファイルを取得すること。

# 複写にあたり注意いただきたい点

- 複写物の作成は、利用者ではなく、送信先機関が行ってください。
- 複写が利用者本人の意思に基づくものであることを確認してください。
- 送信先機関は、複写が調査研究目的であることを確認してください。
- 複写箇所が著作物の一部分であることを確認してください。

# 複写記録の作成・保存について

国立国会図書館では、個々の複写事例が著作権法の範囲で適正に行われていることを確認させていただくため、複写記録のご提出をお願いする場合がございます。

送信先機関におかれましては、以下の複写記録を最低1年間は保存していただきますようお願いいたします。

- 記録していただく項目は、印刷した「資料名」「コマ番号」「日付」です。
- 上記が記載されていれば、複写記録の書式は任意です。  
(送信先機関で受け付けた複写申込書を保管していただくことでも構いません。)

# 送信先機関における 閲覧および複写の対応の可否

資料の公開範囲	送信先機関での 閲覧	送信先機関での複写	
インターネット公開（近代デジタルライブラリーで見られる資料）	可	著作権保護期間満了	法的には複写可だが、複写サービスの実施は送信先機関の判断による。
		著作権者による許諾	送信先機関の図書館資料ではないため、著作権法第31条第1項に基づく複写は不可。
		文化庁長官裁定	
図書館送信対象	可	著作権法第31条第3項に基づき、一部分の複写が可。	
国立国会図書館の館内限定	不可	国立国会図書館の遠隔複写サービスをご利用ください。	

# 承認申請書類の提出先

## 承認申請の手続き、利用方法に関する 問い合わせ先

〒619-0287

京都府相楽郡精華町精華台8-1-3

国立国会図書館関西館 文献提供課複写貸出係

TEL. 0774-98-1330

e-mail : [digi-soshin@ndl.go.jp](mailto:digi-soshin@ndl.go.jp)

(対応時間：開館日の午前10時から午後6時まで)